

令和3年1月21日

〒113-0033

東京都文京区本郷3-4-4

イワサ&Msビル2階

株式会社A.v.e.r

代表取締役 林 尚弘 殿

〒103-0012

東京都中央区日本橋堀留町2-3-5

グランドメゾン日本橋堀留101

公益社団法人全国消費生活相談員協会
会長 金子晃

電話 03-5614-0543

FAX 03-5614-0743

差止請求書

本協会は、平成24年4月1日に内閣總理大臣より認定を受けた公益社団法人であり、会員の多くが全国各地の消費生活相談窓口で相談員を務める消費者問題の専門家で構成している団体です。また、平成19年11月には、内閣總理大臣から、消費者契約法に基づき差止請求権行使することができ、「適格消費者団体」の認定を受けております。

ところで、本協会は、貴社が運営する学習塾である「武田塾」に係る武田塾入会／講習講座申込書添付の開示書面・契約書面に記載の規約（以下「本件規約」といいます。）について、貴社に対し、令和元年9月24日付け「申入書」にて、（1）学費の支払方法を月謝払いとする場合に、①特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」といいます。）所定の解除の適用を一律に否定する条項、②退塾の申出の効力を直ちに認めない条項、③退塾の申出時期を限定し、申出時期を超過した退塾の申出について翌月の学費の不返還を定める条項、（2）学費の支払方法をまとめ払いとする場合に、退塾の申出の効力を直ちに認めない条項について、いずれも特定商取引法に違反する条項であるとしてその使用停止を求めました。

これに対し、貴社からは、2019年（令和元年）10月29日付け回答書にて、本協会の申入事項につき、いずれも検討する等の回答をいただきました。さらにその後、具体的な改善時期について、同年12月23日付け回答書にて、来年（令和2年）3月からの新年度開始に間に合うよう改善を行っている最中の回答をいただき、改善後の契約書



21
18

面、概要書面については作成後に本協会に提出するとの回答をいただきました。

しかしながら、その後、本協会から令和2年4月13日付け「ご連絡」及び同年7月2日付け「ご連絡」にて進捗確認のお問い合わせをしましたが、貴社からは、本日まで全くご連絡をいただけず、改善後の契約書面及び概要書面の提出もいただけませんでした。

つきましては、本協会は、貴社に対し、下記のとおり、消費者契約法41条1項の請求として本請求書を送付いたします。なお、本書面が貴社に到達した時から1週間以内に本協会の請求に応じていただけない場合には、貴社に対して、消費者契約法所定の差止請求訴訟を提起させていただきますことをご留意ください。

また、本請求書並びに貴社からの回答の有無及び回答の内容は、消費者契約法27条に定める消費者に対する情報提供の一環として、本協会において公表することを申し込みます。

記

第1 請求の要旨

1 貴社が、消費者との間で、貴社が運営する「武田塾」の受講契約（以下「本件契約」という。）を締結するに際し、別

紙契約条項目記載1又は2の各条項を含む契約の申込み又は承諾の意思表示を行なつてはならないこと。

- 2 貴社が、貴社とフランチャイズ契約を締結する加盟店（以下「貴社加盟店」という。）に対し、貴社加盟店が、消費者との間で、本件契約を締結するに際し、別紙契約条項目記載1又は2の各条項を含む契約の申込み又は承諾の意思表示を行なつてはならないことを指示すること。
- 3 貴社は、別紙契約条項目記載1又は2にかかる各条項が記載された申込書ひな形、契約書ひな形又は約款その他一切の表示を破棄すること。
- 4 貴社は、貴社の従業員らに対し、貴社が第1項記載の意思表示を行うための事務を行わないこと及び前項記載の申込書ひな形、契約書ひな形又は約款その他一切の表示を破棄すべきことを指示すること。
- 5 貴社は、貴社加盟店に対し、貴社が第1項記載の意思表示を行うための事務を行わないこと及び第3項記載の申込書ひな形、契約書ひな形又は約款その他一切



の表示を破棄すべきことを指示すること。

第2 紛争の要点

1 月謝払いの場合の取り扱いについて

(1) 特定商取引法に基づく解除の方法を限定している点について

別紙契約条項目録記載1の条項（以下「本件条項1」といいます。）によれば、役務提供の対価の支払方法が月謝払いの場合、「月末までにお申し出いただき、翌月末での退塾となります。月途中の退塾には応じかねます」として、解除の方法が限定されており、特定商取引法所定のクーリング・オフ（同法第48条）及び中途解約（同法第49条）の適用が一切されないかのような規定となっています。

しかし、貴社と消費者との間で締結される受講契約が、政令で定められた期間（学習塾等の場合2ヶ月）を超えるか、政令で定められた金額（学習塾等の場合5万円）を超える額の契約であれば（政令11条、別表4）、当該契約は政令指定役務（学習塾等、政令12条、別表4）として特定商取引法の適用対象と



121
18

なり、同法に基づくクリーニング・オフや中途解約の各規定の適用があります。

この点、本件規約1.③によれば、「役務提供の期間」として「学費支払日から一年2月末日まで」と不動文字で記載されております。この記載を前提とすると、役務提供期間の始期にあたる「学費支払日」が、役務提供期間の終期にあたる「一年2月末日」の2ヶ月前を超えており、かつ、支払総額が上記政令所定の金額を超えている契約については、月謝払いであっても、クリーニング・オフや中途解約の各規定の適用があるものと解されます。

したがって、月謝払いの場合に特定商取引法所定の解除の適用を一律に除外するかのような本件条項1は、同法第48条1項又は同法第49条1項の規定に反する特約で、かつ、特定継続的役務提供受領者等である消費者にとって不利なものであって、同法第48条8項及び第49条7項により無効となり、適格消費者団体による差止請求の対象となります（同法第58条の22第2項第1号、第2号）。

(2) 退塾の方法につき、退塾の申出のあつた翌月末での退塾としている点について

本件条項1によれば、「月末までにお申し出いただき、翌月末での退塾となります」とされています。

しかし、特定商取引法所定のクリング・オフは、解除を行う旨の意思を発信した際に効力が生じるとされており（同法第48条3項）、中途解約については、「将来に向かってその特定継続的役務提供契約を解除することができる」と規定されており、解除の意思表示が貴社に到達すれば、その効力は将来に向かって直ちに発効するものとされています（同法第49条1項）。

そうすると、月謝払いの場合において、退塾の申出の効力を直ちに認めず、翌月末まで据え置くとしている本件条項1は、特定商取引法に違反している特約で、かつ、特定継続的役務提供受領者等である消費者にとって不利なものであるから、同法第48条8項及び同法第49条7項に違反して無効となり、適格消費者団体による差止請求の対象となります

(同法第58条の22第2項第1号、第2号)。

(3) 退塾の方法につき、申出の時期を退塾月の前月末までに限定し、かつ、申出時期を徒過した退塾の申出について、翌月の特訓料金の不返還を定めている点について

本件条項1によれば、「月末を過ぎて申し出があった場合、その翌月の特訓料金の返還には応じかねます」とされています。

しかし、特定商取引法所定のクーリング・オフについては、第42条第2項又は第3項の書面を受領した日から起算して8日以内(同法第48条1項)、中途解約についてはそれ以降(同法第49条1項)、いつでも解除ができます。したがって、上記特定商取引法の適用対象となる役務提供について、一律に申出の時期を退塾する月の前月に限定することは、これらの規定に違反した条項となります。

しかも、クーリング・オフを行った場合は、当該役務提供事業者は、当該解除に伴う損害賠償若しくは違約金の支払を請求することができず(同法第48条4

項)、又、既に役務提供が行われたときにおいても、当該特定継続的役務の対価その他の金銭の支払を請求することができないこと(同6項)、さらに当該特定継続的役務提供契約に関連して金銭を受領しているときは、速やかに、これを返還しなければならない(同7項)、とされています。また、中途解約については、事業者が請求しうる額を定めた特定商取引法第49条2項1号イ「提供された特定継続的役務の対価に相当する額」とは、消費者庁取引対策課・経済産業省商務・サービスグループ消費経済企画室編「特定商取引に関する法律の解説 平成28年版」によれば、「月をもって役務の対価が計算されている場合には、社会慣行等に照らし1ヶ月又はこれより短い期間を単位として精算することとし、回数をもって役務の対価が計算されている場合には、特別な理由がない限り1回を単位として精算することとなる」(同書356頁)とされています。そうすると、月末を過ぎてクリーニング・オフを行使した場合において、その翌月の特訓料金の返還をしないことは、実質的にみて特定商取引法第48条4項、6

項又は7項に違反していることはもちろんのこと、中途解約を行う場合であっても、本件契約の講座料金が月額で決められていることからすれば、解約にあたり翌月分の特訓料金までも返還しないことにより、実質的に1ヶ月分の講座料金（特訓料金）以上の料金を貴社が取得することは、特定商取引法第49条2項1号に違反しています。

以上を踏まえるならば、退塾の申出時期を限定し、これを過ぎて申出した場合には翌月分の特訓料金を返還しないとしている本規定は、特定商取引法に違反している特約で、かつ、特定継続的役務提供受領者である消費者にとって不利なものであるから、同法第48条8項及び同法第49条7項に違反して無効となります。

(4) 以上のように、本件条項1は、役務提供期間並びに支払総額の如何にかかわらず特定商取引法の適用対象外としていること並びに特定商取引法の適用対象となる契約について解除の効力の発生時期、解除の方法及び解除の際の清算方法を限定的に定めるものです。従って、本件条項1は、同法第48条又は同法第49条

の各規定に反する特約で、かつ、特定継続的役務提供受領者等である消費者にとって不利なものであって、同法第48条8項及び第49条7項により無効となり、適格消費者団体による差止請求の対象となります（同法第58条の22第2項第1号、第2号）。

2 まとめ払いの場合における中途解約の取り扱いについて

別紙契約条項目録記載2の条項（以下「本件条項2」といいます。）によれば、「特定商取引に関する法律の規定により、約定金額が5万円を超える、かつ特訓提供期間が2ヶ月を超える契約については、以下のクリーリング・オフや中途解約を行うことが出来ます。」とある一方で、クリーリング・オフ及び中途解約の行使方法や効果等の詳細を示した枠囲み内の「② 中途解約」（a）において「契約の中途解約を行う場合、月末までにお申し出いただき、翌月末での退塾となります」としています。

しかし、既に指摘したとおり、特定商取引法上、中途解約の効力は、消費者の解約の意思表示が貴社に到達すれば、將

来に向かって直ちに発効するものとされています（同法第49条1項）。

そうすると、まとめ払いの場合において、退塾の申出の効力を直ちに認めず、翌月末まで据え置くとしている本件条項2は、特定商取引法に違反している特約で、かつ、特定継続的役務提供受領者等である消費者にとって不利なものであるから、同法第49条7項に違反して無効となり、適格消費者団体による差止請求の対象となります（同法第58条の22第2項第2号）。

また、本件条項2のただし書では、「浪人生の場合については同法の適用外」と規定されていますが、浪人生と高校生の双方を対象とする役務提供については特定商取引法の適用対象となります。したがって、浪人生を一律に適用除外とする本件条項2のただし書も、同法第48条8項及び第49条7項に違反して無効となり、適格消費者団体による差止請求の対象となります（同法第58条の22第2項第2号）。

以上のとおり、本件条項2は、まとめ払いの場合における中途解約の効力の発生を制限すると共に、本件契約の当事者

が浪人生である場合において、一律に特定商取引法の適用除外としている点で、同法第48条又は同法第49条の各規定に反する特約で、かつ、特定継続的役務提供受領者等である消費者にとって不利なものであって、同法第48条8項及び第49条7項により無効となり、適格消費者団体による差止請求の対象となります（同法第58条の22第2項第1号、第2号）。

第3 訴えを提起する予定の裁判所

東京地方裁判所

（別紙）

契約条項目録

本件規約に含まれる下記の条項

1 3. (退塾方法)

退塾の方法については以下に定める通りとします。

(1) 月謝払いの場合

月末までにお申し出いただき、翌月末での退塾となります。月途中の退塾には応じかねます。

月末を過ぎて申し出があった場合、その翌月の特訓料金の返還には応じかねます。

21
18

0.2
12-18

2 3 . (退塾方法)

(2) まとめ払いの場合

特定商取引に関する法律の規定により、約定金額が5万円を超えるか、かつ特訓提供期間が2ヶ月を超える契約については、以下のクリーニング・オフや中途解約を行うことが出来ます。ただし、夏期・冬期などの特別特訓や受講期間が2ヶ月以内の特訓の契約並びに浪人生の場合については同法の適用外となります。

② 中途解約について

(a) 契約の中途解約を行う場合、月末までにお申し出いただき、翌月末での退塾となります。

この郵便物は令和3年1月21日第11476号

書留内容証明郵便物として差し出されたことを証明します。

日本郵便株式会社

